

足場の安全点検に関する具体的措置について (報告書第 3 の 2 (1) 部分)

2. 足場の通常作業中の墜落・転落災害の防止対策について

(1) 足場の安全点検について

ア 作業開始前点検（安衛則第 567 条第 1 項等に定める点検）について

「足場からの墜落・転落防止総合対策推進要綱」（平成 27 年 5 月 20 日付け基安発 0520 第 1 号。以下「推進要綱」という。）では点検実施者は事業者が指名するとされている。

足場の点検の抜けや漏れを防ぐようにするためには、点検実施者が自覚と責任を持って点検を実施することが必要であることから、事業者が足場の点検実施者をあらかじめ指名することを法令上明確にすべきである。なお、指名の方法については、書面によるものや、朝礼での口頭のみならず、メール、電話等によるもの、あらかじめ点検者の優先順位を決めておくなど柔軟に対応できるように配慮する必要がある。

作業開始前点検は、手すり等の足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無の確認のみであることから、点検者の能力は推進要綱に示すものを引き続き推奨することが適当である。

イ 組立て等後点検（安衛則第 567 条第 2 項及び第 655 条第 1 項に定める点検）について

推進要綱では点検実施者は事業者が指名するとされている。点検実施者が自覚と責任を持って点検を実施するため、作業開始前点検と同様に事業者が足場の点検実施者をあらかじめ指名することを法令上明確にすべきである。指名の方法については、作業開始前点検と同様とし事業者において柔軟に対応できるように配慮する必要がある。

また、組立て等後点検については、安衛則第 567 条第 3 項により点検結果等の記録及び保存が義務づけられており、点検実施者の氏名を当該記録及び保存の対象とすることが適当である。

ウ 組立て等後点検実施者の要件について

組立て等後点検は作業開始前点検に比して行うべき事項が多く、専門的な事項が含まれていること、足場上での通常作業や作業開始前点検を

実施する上で基礎となる重要な点検であることから、点検実施者については、足場の構造に関する研修を受講する等一定の能力を有していることが適切であり、一定の能力を有する者として推進要綱では4要件（※）が示されている。

点検実施者の実態を見ると、令和3年度に実施した全国の労働基準監督署による調査（第5回会合参考資料1）では、4要件で示す能力向上教育を受けた足場の組立て等作業主任者等が約55%となっており、その割合は年々増加している。

組立て等後点検を適切に行うためには、推進要綱で示されているとおり足場の構造等に関する研修を受講する等、一定の能力を有する者が行うことが適切であるが、一方で、これまでの調査の結果、現時点では点検実施者の能力と労働災害や法令違反との関係が必ずしも明確ではなく、点検実施者の能力を法令上明確にするとの結論には至らなかった。このため、今後3年間程度を目途に、組立て等後点検実施者の能力と労働災害や法令違反との関係について調査を行った上で、改めて組立て等後点検実施者の要件を検討することが適当である。

組立て等後点検は足場上で作業を安全に行う上で極めて重要なものであり、点検実施者は労働安全衛生法令で規定する各種事項を的確に確認することが求められる。上記イに記載する点検実施者の指名に当たっては、足場からの墜落・転落災害の防止に真に資するよう、足場の組立て等作業主任者であって足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者等、研修の受講等により一定の能力を有する者とするのが適切であり、現在の推進要綱に基づく指導を引き続き推進するものとする。

※ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者